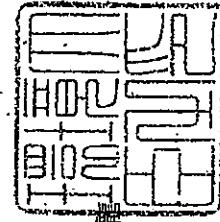


諮詢問 第 2 9 6 号
環水大水発第 101014001 号
平成 22 年 10 月 14 日

中央環境審議会会長 殿
木 基 之 鈴



環境大臣
大本

水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（諮詢）

下記の理由により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく事故時の措置及びその対象物質について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮詢理由〕

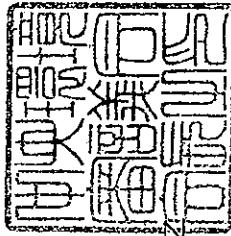
平成 22 年 1 月 29 日の中央環境審議会答申「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方にについて（答申）」において、水質事故に対する迅速な対応を推進するとともに適正に事故原因を究明し再発防止を図るため、事業場における事故について「水質汚濁防止法」の事故時の措置の対象物質・施設を拡大することが必要とされた。先般、同答申を踏まえた大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案が平成 22 年 3 月 2 日に閣議決定され、4 月 28 日に成立、5 月 10 日に公布されたところである。

改正後の水質汚濁防止法においては、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を製造等する施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故に対し、よりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を新たに義務付けることとしている。

本諮詢は、このような状況を踏まえ、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質に関する専門的事項について、貴審議会の意見を求めるものである。

中央環境審議会水環境部会
部会長 松尾 友矩 殿

中環審第579号
平成22年10月14日



中央環境審議会
会長 鈴木 基

水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（付議）

平成22年10月14日付け諮問第296号、環水大水発第101014001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。